



平成 25 年度の総合健診 (特定健診・各種がん検診) のお知らせ

春の健診の申し込みはすでに終了していますが、下記の日程には若干の余裕がありますので、お問い合わせください。健(検)診は身体の状態をチェックできるよい機会です。ぜひこの機会にお申し込みください。

■集団健(検)診日程

期 日	場 所	受付時間など
7月21日(日)	総合福祉センター 保健棟	午前 8時30分から 10時30分まで ※結果説明会は 後日行います
7月22日(月)		
7月23日(火)		

●**申し込み方法** 健診希望日の2週間前までに総合福祉センターまで電話でお申し込みください。また、申込書が自宅に届いている場合は、必要事項を記入してご返送ください。

●**健(検)診内容** 各種がん検診(胃がん・肺がん・大腸がん・前立腺がん・子宮がん・乳がん・肝炎ウイルス)、結核検診、基本健診、特定健診

●**申し込み・問い合わせ** 総合福祉センターまで

わくわくクッキング

現在、子育て真っ最中のお母さん、食育推進料理教室に参加してみませんか。鞍手町食生活改善推進会の会員のみなさんが簡単に栄養たっぷりの料理を紹介します。

●**とき** 7月3日、9月4日、11月6日、1月15日の水曜日 午前10時から

●**対象者** 乳幼児、小学生の子どもがいるお母さん

●**場所** 総合福祉センター保健棟

●**参加費** 材料代として1回300円

●**申し込み期限** 6月24日(月)まで

乳幼児健診・相談

6月の乳幼児健診は次のとおりです。該当者には事前に通知をしています。ご確認ください。

●**とき** 健診の内容によって異なりますので詳細は通知(案内)書をご確認ください

●**ところ** 総合福祉センター保健棟

●**内容** 身体測定・問診・小児科医診察・育児相談・栄養相談など



予防接種

■BCG予防接種

▷接種期間 生後12か月未満

▷場 所 総合福祉センター保健棟

▷事前に福祉センターへ予約をお願いします。

期 日	時 間
6月13日(木)	午後1時30分から2時まで
7月11日(木)	

母子健康手帳の交付

妊娠がわかったら、早めに母子健康手帳の交付を受けましょう。妊娠中の生活や制度などについて保健師が説明します。

●**とき** 6月5日、12日、19日、26日の午前10時から11時30分まで①必ず妊婦さん本人がお越しください②原則、毎週水曜日の交付ですが、都合がつかない場合は相談に応じます

●**ところ** 総合福祉センター保健棟

●**必要なもの** 妊娠届出書(ある人のみ)

男性の料理教室

みんなで楽しく料理をしましょう。身近な材料で作れる簡単、おいしいメニューです。

●**とき** 6月25日(火) 午前10時から

●**対象者** 男性

●**場所** 総合福祉センター保健棟

●**参加費** 300円(材料費)

●**持ってくるもの** エプロン

●**申し込み期限** 6月18日(火)まで

健診内容	期 日	対象児
4か月健診	6月13日(木)	平成25年 1月17日から 平成25年 2月13日生まれ
7か月健診	6月27日(木)	平成24年10月26日から 平成24年11月29日生まれ
12か月健診		平成24年 6月 1日から 平成24年 6月30日生まれ
1歳半健診	6月 6日(木)	平成23年11月10日から 平成23年12月 6日生まれ
3歳児健診		平成22年 5月10日から 平成22年 6月 6日生まれ
乳幼児相談 (身体測定・育児・栄養相談)	6月26日(水)	平成25年 4月23日から 平成25年 5月27日生まれ

※乳幼児相談は、どなたでもお気軽にお越しください。(申込不要)

国民年金 Q&A

役場保険年金班 ☎42局2111番

国民年金の
疑問に
お答えします。



QUESTION Pension ANSWER

A
答え

付加年金という国民年金の第1号被保険者だけが任意で加入できる制度です。老齢基礎年金を受給するときに上乗せの付加年金を受け取ることができます。

付加年金保険料は月額四百円で、申し込んだ月から加入することができます。将来受け取れる付加年金額（年額）

は二百円×納付月数となります。例えば、10年間加入した場合は二万四千円（年額）を付加年金として生涯受け取る

Q
疑問

少しの負担で将来受け取る年金額を増やせる制度があると聞きましたが、どのようなものでしょうか。

A
答え

保険料を長い間滞納すると年金が受け取れないケースもあります。年金の受給権利を守るためにも保険料を納めることが大変なときは免除や猶予の申請をしましょう。

Q
疑問

私は現在、経済的な事情で国民年金保険料を納めることが難しい状態です。申請すれば免除を受けられる制度があると聞いたのですが、どのようなものなのでしょうか。

国民年金には、保険料の未納を防ぐため、保険料の全額または一部を免除する「申請免除」や30歳未満の人には「若年者納付猶予」、本人の所得が一定以下の学生は、申請に

より在学中の保険料が免除される「学生納付特例」の制度があります。免除や納付猶予を受けている期間は、※受給資格期間として計算され、障害基礎年金や遺族基礎年金を

受け取るための資格期間にも入るので安心です。また、全額免除および一部免除の期間については、老齢基礎年金の額の一部が保証されます。

免除や納付猶予を受けるには、申請が必要です。本人・配偶者・世帯主それぞれの所得が審査されます。（若年者納付猶予は本人と配偶者の所得のみの審査）

また、免除申請する年度またはその前年度に退職（失業）した人は、本人の所得を除外して審査が行われる特例免除制度を利用できます。特例免除の申請には離職票または雇用保険受給資格者証の写しが

必要です。

免除や猶予を受けた期間の保険料は、10年以内であればさかのぼって納めること（追納）ができます。ただし、2年度を経過すると加算金がつきますので、経済的な余裕ができたから早めに追納しましょう。追納で納めた保険料は、将来受け取る年金額に算入されます。

※一部免除制度は保険料の一部を納めることにより残りの保険料が免除となる制度です。一部保険料を納めなかった場合は未納期間となり、受給資格期間や年金額に反映されないのでご注意ください。

ことができます。老齢基礎年金の受給開始から2年間で付加保険料相当分の付加年金を受け取ることができるため、3年目以降はおトクになります。

す。ただし、免除や猶予を受けている期間や国民年金基金に加入している人は対象外となります。

●問い合わせ

役場保険健康課保険年金班 ☎42局2111番 内線2005
直方年金事務所 ☎22局0891番
ねんきんダイヤル ☎(0570)05局1165番
IP電話・PHSからは ☎(03)6700局1165番